

高齢者及び障がいのある人が地域社会で安心して暮らすための権利擁護ネットワークの実現を求める決議

自分が暮らしたい地域で暮らし、住み慣れた地域で一生を終える権利。年齢や障がいの有無に拘わらず、地域社会において、人とのつながりのなかで自分らしい生き方を求める権利。このような「地域で暮らす権利」は、平成17年の日本弁護士連合会人権擁護大会決議によって確認されたように、憲法13条、14条、22条、25条及び国際人権規約をはじめとする国連条約が要請する基本的な人権である。

しかし、自分が暮らしたい地域で自分らしく安心して暮らす権利の実現は、様々な社会生活上の困難を抱えた高齢者及び障がいのある人にとって容易なことではない。かかる権利の実現のためには、地域社会や行政において積極的な支援策が提供される必要がある。具体的には、住まい、医療、所得保障、雇用、社会参加、教育、バリアフリーなど生活全般についての積極的な支援施策の外、地域社会の様々なリスク（犯罪、虐待、消費者被害等）から自らを十分に防衛できない状況にある高齢者及び障がいのある人に対する権利擁護の体制が充実される必要がある。

昨今、一段と加速する少子・高齢化や合併による行政区域の再編、希薄化する社会的連帯意識など地域社会を取りまく状況は大きく変化している。このような変革の時に、様々な生活課題を持つ高齢者や障がいのある人が、権利の主体として地域社会で安心して生活していくためには、法律・福祉・医療など各種専門職が参加したうえで、特性に応じた総合的な、かつ地域全体による継続的な支援を行うネットワーク体制の整備が不可欠である。

高齢者虐待に関しては、各弁護士会で社会福祉士会と連携して高齢者虐待専門職チームが形成されているところではあるが、地域全体で高齢者・障がいのある人の必要な支援にあたるためには、高齢者虐待だけでなくあらゆる権利擁護活動について、法律家その他専門職や各関係機関、地方自治体、さらには地域住民などの多層的な支援ネットワークが構築され地域社会のセーフティーネットとしての機能を果たすことが求められている。

よって当連合会は、弁護士会が上記権利擁護ネットワークの構築において中心的役割を果たすとともに、総合的な法律相談・支援体制の整備、成年後見制度など権利擁護制度の担い手の受け皿づくりと改善提言、消費者被害・虐待救済などリスクのある場面での法的援助など、高齢者及び障がいのある人を取りまく多様な課題に対して積極的な役割を果たし、高齢者及び障がいのある人が地域社会で安心して暮らす権利の確立のため、全力を挙げて取り組むことを決意する。

上記のとおり決議する。

2011（平成23）年10月14日
四国弁護士会連合会